

他人名義の預金口座開設による預金通帳の交付と詐欺罪の成否

最高裁判平成一四年一〇月二二日第二小法廷決定

(平成一三年(あ)第一二七七号、住居侵入、窃盗、有印私文書偽造、同行使、詐欺、建造物侵入被告事件、刑集五六卷八号六七〇頁)

奥 村 正 雄

【事実の概要】

被告人は、不正に入手した他人A名義の国民健康保険被保険者証を使用して、A名義の預金口座を開設し、これに伴って預金通帳を取得しようとの意図の下に、N銀行支店において、行使の目的をもって、口座開設のお客様用新規申込書の「おとこ欄」にAの現住所、「おなまえ欄」にA、「生年月日欄」に「三〇・七・一二」等と冒書し、もってA名義の口座開設のお客様用新規申込書を偽造したうえ、これが真正に成立し、かつ、自己がA本人であるかのように装って、上記国民健康保険被保険者証と、Aと刻した印鑑とともに銀行窓口係員に提出して行使し、同係員をしてその旨誤信させ、同係員からA名義の貯蓄総合口座通帳一冊(時価三五〇円相当)の交付を受けた。以上の事実に対し、被告人

は、有印私文書偽造罪、同行使罪、詐欺罪で起訴された。

一番（福岡地判平成一三年一月二二日）は、これらの罪の成立を認め、他の住居侵入罪、窃盗罪等の罪との罪数処理により、被告人に懲役三年二月を言い渡した。弁護人は控訴し、このうち詐欺罪について被告人が銀行の窓口係員から交付を受けた貯蓄総合口座通帳は財物ではなく、かつ、被告人には不法領得の意思も認められないので同罪は成立しないと主張した。これに対し、検察官は、上記通帳は名義人の預金口座の存在や債権債務額を明らかにする書類として重要性を有するものであり、少額とはいえ財産的な価値もあることを考慮すれば、その財物性には何らの問題もなく、また、他人名義による預金口座の開設が脱税、マネーロンダリング等の手段として悪用されるようになり、それを受けて他人名義での預金口座の開設が許されなくなり、当該行為の悪性がより強くなったというべきであつて、詐欺の定型性を帯びるものといえるから、上記通帳の交付を受けた被告人の行為は詐欺罪に該当するとの反論を加えた。

二番（福岡高判平成一三年六月二五日）は、弁護人の主張を認め、原判決を破棄し、詐欺罪について無罪としたうえで、他の建造物侵入罪、窃盗罪、有印私文書偽造罪および同行使罪の成立を認めることにより懲役三年を言い渡した。二番は、詐欺罪の成立を否定した根拠として、以下の五点を挙げた。すなわち、第一に、単なる他人名義の口座開設が、従来詐欺罪を構成しなかったのは、銀行が何ら損害を被らず、預金獲得による利益の方が利便の提供という負担より通常上回り、その方が銀行としては利益になるといふ事情によるものであつた。第二に、他人ないし架空名義の口座が禁止されるのは、脱税や不正取引等の防止のための規制が必要になり、いわば国家的な見地からの規制が加えられたことにある。第三に、第二点を除けば、他人ないし架空名義での口座開設は、銀行にとり当該口座を利用する預金者との間で取引約款に従つた債権債務を取得するにすぎず、このような口座開設により直ちに財産的な損害を生じるといった関係にはないものの、これを許した場合、監督官庁から業務に関する不利益処分を受けたり、脱税や不正な取引等を助長

しているとのそしりを受けたりを避けるために、法規に従い証明書の提示等を要求しているものと理解される。したがって、第四に、他人名義による預金口座開設の利益は、それにとどまる限り、詐欺罪の予想する利益の定型性を欠き、その行為は金融秩序に関する規制法規に触れることはあり得ても、詐欺罪には当たらない。第五に、預金通帳は、口座開設の証明とともに、その後の利用状況を記録し、預入や払戻をする際に使用されるものとして、口座開設に伴い当然に交付される証明書類似の書類にすぎないものであって、銀行との関係においては独立して財産的価値を問題にすべきものとはいえず、他人名義による口座開設が詐欺罪の予定する利益としての定型性を欠くと解される以上、それに伴う通帳の取得も、一項詐欺を構成しないといふべきである。

これに対し、検察側が、判例違反と法令違反を理由に上告した。

【決定要旨】

本決定は、検察官の上告を棄却したが、本件預金通帳の交付について、原判決は刑法二四六条一項の解釈適用を誤つたとして、以下のように判示し、詐欺罪の成立を認めた。

「預金通帳は、それ自体として所有権の対象となり得るものであるにとどまらず、これを利用して預金の預入れ、払戻しを受けられるなどの財産的価値を有するものと認められるから、他人名義で預金口座を開設し、それに伴って銀行から交付される場合であっても、刑法二四六条一項の財物に当たると解するのが相当である。そして、被告人は、上記のとおり、銀行窓口係員に対し、自己がA本人であるかのように装って預金口座の開設を申し込み、その旨誤信した同係員から貯蓄総合口座通帳一冊の交付を受けたのであるから、被告人に詐欺罪が成立することは明らかである。そうすると、詐欺罪の成立を否定した原判決には、刑法二四六条一項の解釈適用を誤つた違法があるといふべきである。」

件詐欺罪の対象となつた上記通帳自体の価額は少額であることに加え、本件詐欺罪は、有印私文書偽造罪、同行使罪と牽連犯の関係にあるところ、これらの罪については有罪とされており、しかも、以上は、他の九件の窃盜罪等と併合罪の関係にあるとされていることなどを考慮すると、上記法令違反をもって刑訴法四二一条により原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない。」

【研究】

一 問題の所在

本件は、他人名義の銀行預金通帳を取得する意図で、不正に入手した他人の国民健康被保険者証を使用して、預金口座の新規申込書を偽造して窓口係員をしてこれが真正な申込と誤信させて他人名義の預金口座を開設し、同係員から預金通帳の交付を受けた行為について、刑法二四六条一項の詐欺罪の成否が問われた事案である。原判決は、詐欺罪の成立を消極に解する理由を本件預金通帳の財物性の否定に求めている。その根拠として、第一に、預金通帳は口座開設に伴い当然に交付される証明書類の書類にすぎないものであること、第二に、銀行との関係で預金通帳は独立した財産的価値がなく、それゆえ他人名義の口座開設により銀行に財産的損害が生じないこと、第三に、他人名義による預金口座開設の利益は詐欺罪の予定する利益の定型性が欠けることを挙げている。これに対し、本決定は、預金通帳は所有権の対象となる財物であること、これを利用した預金の預入れ・払戻しを受けられる財産的価値があることを理由に、その詐取につき詐欺罪の成立を肯定した。ここで、留意すべきことは、本決定は本件預金通帳がそれ自体一般的な意味で財物を意味することを理由にそれを銀行窓口係員から詐取したこのみをもって詐欺罪の成立を肯定しているのではなく、預金通帳の財産的価値を重視して財物性を肯定したことである。預金通帳は、預金契約の存在等を証明する証明文

書の一種である。後述するように、判例の立場は、旅券等の証明文書の詐取については詐欺罪の成立を否定する一方で、簡易生命保険証書等の証明文書の詐取については詐欺罪の成立を肯定しており、それについての詐欺罪の成否は学説上も争いがある。問題は、預金通帳はこの文書の作成権限者を欺いてその作成権限に基づき預金通帳を作成させ詐取する行為は直ちに詐欺罪を構成するかにある。

本決定は、銀行預金通帳の詐取について詐欺罪の成立を認めた最初の最高裁判例であり、重要な意義を有する。では、本件預金通帳の詐取は詐欺罪を構成するのか。一体、証明書の詐取が詐欺罪の成否を分かち基準は何に求められるのであろうか。

二 従来の判例

各種の証明文書の詐取につき詐欺罪の成否が問題となった従来の判例については、消極に解した事例と、積極に解した事例に分かれる。消極に解した事例としては、①建物所有証明書^①、②印鑑証明書^②、③旅券^③、④米穀輸送証明書^④、⑤運転免許証^⑤などの詐取がある。消極に解する理由は、例えば③事例によれば、虚偽の申立により旅券の交付を不正に受けたる行為につき、「刑法一五七条二項には、公務員に対し虚偽の申立を為し免状、鑑札又は旅券に不実の記載を為さしめたる者であるに過ぎないけれども、免状、鑑札、旅券のような資格証明書は、当該名義人においてこれが下付を受けて所持しなければ効用のないものであるから、同条に規定する犯罪の構成要件は、公務員に対し虚偽の申立を為し免状等に不実の記載をさせるだけで充足すると同時にその性質上不実記載された免状等の下付を受ける事実をも当然に包含するものと解するのを正当とする。しかも、同条項の刑罰が一年以下の懲役又は三〇〇円以下の罰金に過ぎない点をも参酌すると免状、鑑札、旅券の下付を受ける行為のごときものは、刑法二四六条の詐欺罪に問擬すべきではなく、右刑法

一五七条二項だけを適用すべきものと解するのを相当とする。」という点に求められている。また、④も同様に、虚偽の申立により米穀輸送証明書の交付を受けた行為につき、輸送証明書は当該米穀の輸送が正当なものであることを確認するものであって、財産上の利益の処分に関係のある事項を包含しないとされている。

消極説に立つ判例の論拠は、③事例が指摘するように、第一に、免状、鑑札、旅券のような証明文書は、一定の資格を証明するものであり、その発行は不実記載された免状等の下付を受ける事実を当然含んでおり、財産上の利益の侵害といえないこと、第二に、それらの証明文書の下付を受ける行為は一五七条二項の免状等不実記載罪の間接無形偽造として処罰すれば足り、重い詐欺罪に問擬すべきではないと解する点にある。

一方、積極に解した事例としては、⑥三食者外食券、⑦家庭用主食購入通帳、⑧硝子配給割当証明書、⑨用紙需要者割当証明書、⑩毛製品輸出証明書、⑪簡易生命保険証書などの詐取がある。なお、⑫健康保険被保険者証については、消極に解する事例と、積極に解する事例に分かれている。

積極に解する判例の根拠は、それらの証明文書が単なる行政目的として一定の事実を証明するだけでなく、社会生活上の重要な経済的価値・効用を有する文書であり、書面を取得する者に財産上の利益があると同時に、交付する側に財産上の損害が生ずることに求められている。ただ、⑥ないし⑩の各書類は、物資の給付とか輸出の権利や利益と密接に結び付いているため、⑪や⑫と比較して、財産権の侵害を比較的容易に認めやすいといえる。

積極判例の中でも、特に⑪の最決平成一二年三月二七日が注目される。事案は、郵政事務官として郵便局に勤務し簡易生命保険の募集等の業務に従事していた被告人が、簡易生命保険契約を締結できない事実がある相手と知りつつ、当該事実を秘して、同契約を締結させて、簡易生命保険証書をその相手に受領させたというものである。一審は、第一に、被告人に詐欺罪の故意と不法領得の意思があること、第二に、保険証書は簡易生命保険証書の締結を証明する重要な文

書であり刑法上の保護に値すること、第三に、簡易生命保険証書の詐取は、国家的・社会的法益の侵害に向けられた側面を有するとともに、同時に、詐欺罪の保護法益である財産権を侵害し、同罪の構成要件を充足するものであり、関係法規中、詐欺罪の適用を排除する趣旨のものと解される規定はないから、詐欺罪の定型性を欠くことはないこと、第四に、保険証書はそれ自身が刑法上の保護を受ける財物であるから、その詐取について保険金詐欺とは独立して詐欺罪の成立を認めても差し支えないこと等の理由で、詐欺罪の成立を認めた。¹⁴⁾二審も、第一に、保険証書は保険契約上の重要な文書であり、それ自体経済的価値効用を有するものであって、刑法上の保護に値する財物にあたり、欺罔によってこれを騙取した場合には詐欺罪の成立を認めるのが相当であること、第二に、保険証書自体が、重要な社会生活上の経済的価値効用を有するものである以上、刑法一五七条二項所定の公文書の場合と同様に考えることはできず、同規定が存在するからといって、詐欺罪の成立を否定することはできない（因みに、私文書である保険証書の騙取については、詐欺罪の成立を認めざるを得ないと思われるが、これと同様の性質を有する簡易生命保険の保険証書の騙取について詐欺罪の成立を認めないのであれば、その間に不均衡が生じる。）こと、第三に、保険証書の騙取が、保険金騙取の前段階に位置し、その手段的行為であるとしても、保険証書は、金員（保険金）とは別個の刑法上の保護に値する財物であるから、その騙取について独立して詐欺罪の成立を認めて差し支えないことなどを理由に詐欺罪の成立を認めた。¹⁵⁾そして、最決平成一二年三月二七日が「詐欺罪の成立を認めた原判決の判断は、正当である。」としたのである。¹⁶⁾このように、¹¹⁾事例では、一・二審により、簡易生命保険証書は保険契約上の重要な文書であり、それ自体経済的価値効用があると見て、その財物性が肯定されている。さらにまた、簡易生命保険証書の詐取が国家的・社会的法益の侵害の側面を有しても、同時に詐欺罪の保護法益である財産権を侵害している場合には、詐欺罪の成立を妨げるものではないとされている。

以上のように、証明文書の詐取について、判例は、経済的価値がないものは財産的利益の侵害がないとして詐欺罪の成立を否定する一方で、経済的価値があるものについては刑法上の保護に値する財物であるとして詐欺罪の成立を肯定する態度を示しているといえよう。

三 証明文書の財物性

上述したように、各種証明文書の詐取について、その財物性が問題となってきた。最高裁判成二二年決定の一・二審判決および本決定も、簡易生命保険証券や預金通帳の財物性を肯定している。その根拠は、本決定によると、第一に、それ自体所有権の対象となりうることに、第二に、財産的価値があることに求められている。

財物性の要件として、所有権の目的となりうることを要求するのは、確立した判例の態度である¹⁷⁾。また、それらの証書や通帳それ自体少額とはいえ財産的価値があることに加え、保険の受取りや預金の預入れ・払戻し等の財産的価値を有していることは明らかであり、一項詐欺罪の客体となりうる。

問題は、原判決が、預金通帳は証明書類似の書類にすぎないことを財物性否定の理由の一つに挙げている点である。たしかに、預金通帳は単なる証拠証券にすぎず、その占有自体に本質的意義があるわけではない。そこで、預金通帳は一項詐欺罪の客体とはならないとする見解¹⁸⁾もある。また、前掲の消極判例は、旅券等の一定の証明書について詐欺罪の成立を否定している。しかし、旅券等の詐取が詐欺罪を構成しないのは、財物性が欠けるからではなく、虚偽の申請により旅券等の交付を受ける行為は公の証明・免許の付与等の適正を害することにあり間接無形偽造として処罰され、財産的利益的侵害はないから詐欺罪として処罰されないからであると解されている¹⁹⁾。もつとも、この見解によるとしても、文書偽造罪の保護法益と詐欺罪の保護法益は異なるから、詐欺罪の適用を排除する規定がない以上、詐欺罪との観念的

競合にならないとする積極的理由を挙げる必要があるとの指摘⁽²¹⁾があり、この点については後に検討する。

四 財産的損害

原判決は、預金通帳の財物性否定の理由の一つとして、銀行に財産的損害が生じていないことを挙げている。たしかに、詐欺罪は財産罪の一類型である以上、何らかの財産的損害の発生が必要であり、この点について争いはみられない。⁽²²⁾詐欺罪は、「財産上の損害」を要件としない個別財産に対する罪であるから、財物の交付ないし財産上の利益の移転それ自体が財産上の損害とみなされる。⁽²³⁾

その理由は、欺罔されなければ交付しなかつたであろう財物、あるいは欺罔されなければ移転しなかつたであろう財産上の利益を欺かれて交付・移転した結果、その財物ないし財産上の利益に対して有する利益を喪失したといえ、そこに財産的損害の発生が認められるからである。本件の場合も、被告人から欺罔されなければ、銀行窓口係が交付しなかつたであろう預金通帳を欺罔されて交付した結果、銀行の預金の預入れ・払戻しの財産的損害を被つたといえる。これに対しては、「個別財産説の見地からも、サービス提供を負担させられる通帳の交付は、預金獲得によってその経済的目的を達成すると考えられるから財産的損害をもたらすものではない。」という批判⁽²⁴⁾がある。たしかに、従前は、仮名口座・借名口座が事実上行われ、預金の出捐者である口座の開設者に預金通帳が交付されれば交付目的は達成され、他の者が預金の出捐者であると偽って通帳を不正取得する場合を除き、詐欺罪を構成しないと考えられてきた側面はある。しかし、後述するように、現在は他人名義での口座開設はできなくなっているほか、従前から、例えば詐欺商法の代金振込先など不正目的による利用であることが判明すれば口座開設や預金取引を拒絶すべきであるとの指摘⁽²⁵⁾があるように、そのような不正目的による口座開設は公共性の高い金融機関の経済的目的を損なうことになるといえよう。

ただ、そうだとしても、通説・判例の「欺罔されなければ交付しなかったであろう」公式に従えば、旅券等の証明文書についても、財物性を肯定する以上、形式的には詐欺罪の成立を否定するのは困難なことになる。そこで、旅券等の証明文書の詐取につき詐欺罪不成立の合理的根拠は、法益関係的錯誤の理論により、すなわち、旅券を交付する当局の目的は申請者に旅券を交付することに尽きるのであり、その目的は達成されるから、法益関係的錯誤はなく、旅券を交付したことに法益侵害性を認めることはできないという論理に求めるしかないという見解²⁶⁾がある。しかし、通説・判例の立場からも、既述のように、旅券等は財物性を有するが、旅券の交付を受ける行為は公の証明・免許の付与等の文書偽造罪の法益を侵害するものであり、旅券等を利用した財産的法益の侵害は事後的にはあつても交付時にはないといえる。もつとも、旅券の交付を受ける行為が同時に経済的価値を有するような場合があれば、詐欺罪の成立を否定する理由はないであろう。²⁷⁾

五 他人名義と欺罔行為

被告人がA本人であると欺罔する行為は、預金通帳の交付という財産的処分行為に向けられた欺罔行為といえるだろうか。ところで、「銀行は、払戻し、反対債権の取得、担保の設定等、預金につき独自の利害関係を有するに至るまでは、預金の権利者がだれであるかについて固有の利益を有することはない」という指摘²⁸⁾がある。このような考え方によれば、他人名義の銀行口座の開設は、申請者と預金者の人格の同一性を欺罔しても詐欺罪の予定する欺罔行為ではないことになり、詐欺罪は成立しないことになる。

しかし、現在は、平成二年の旧大蔵銀行局長通達及び銀行課長事務連絡による金融機関に対する本人確認の徹底化により他人名義の預金の拒絶が行われ、また、平成四年の「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行

為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締等の特例等に関する法律」(麻薬特例法)により、金融機関等がマネーロンダリングに利用されることを防止するための疑わしい取引の届出制度が実施されている。さらに、平成一五年の「金融機関等による顧客等のための本人確認等および預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(金融機関等本人確認法)三条四項により、厳格な本人確認義務が課せられるようになっていく。

本人確認義務の実施については、原判決がこれは不正取引等の防止という国家的見地からの規制であり、この点を除けば従来と事情は異なっていないと説示するほか、テロリズムに対する資金提供やマネーロンダリング等の防止目的によるものであり、銀行の財産的利益を保護するものではないという批判³⁰⁾がみられる。たしかに、本人確認義務の実施は、国家的見地からの規制の面が強い。しかし、麻薬特例法に基づく本人確認の強化や疑わしい取引の届出制度は金融機関や金融システムに対する信頼確保の目的もあり、口座を不正利用されない銀行側の財産的利益の側面もある³¹⁾。いずれにせよ、本人確認が法律上の義務となっている今日では、本人確認がなされた者に預金通帳を交付することが金融機関の目的になっていると解することができる³²⁾。預金通帳は、本来、名義人本人による使用が予定されており、誰が銀行口座を実際に使用するかは銀行取引上重要な事実である。そうすると、被告人がAになりすましてA名義で預金通帳を取得する行為は、金融機関の目的に反する結果となり、欺罔されなければ交付しなかつたであろうが、欺罔され交付してしまつたといえる点で、一項詐欺罪が成立することになる。

六 本決定の意義

本決定は、以上の積極に解する判例の流れに沿うものであり、いずれとも事案を異にしているものの、同種事案に關して詐欺罪の成立を肯定した最初の最高裁判例として妥当な判断を示したものであり、重要な意義があるといえよう。

本決定は、事例判例であるが、その射程範囲としては、他人の身分を保証するものである限り、国民健康保険被保険者証を使用した場合はむろん、他人から承諾を得たように装ったような場合³⁴にも詐欺罪の成立が認められることになる³⁵。

本決定の評釈は、本決定の判断に賛成するものと、反対するものに³⁷分かれる。反対説からは、法益関係的錯誤の理論に従い、「通帳の交付自体についての錯誤がない本件においては、悪用のおそれを基礎づけるにすぎないところの名義の秘匿に関する錯誤は財産的に重要なものではないとして、詐欺罪の成立自体を否定するのが本筋である」とする見解³⁸がある。これに対して、同じ理論に立ちつつ、「本人確認がとれた者に預金通帳を交付することが、金融機関の目的となつていと解することが」可能であるとして、他人名義での預金通帳の交付は金融機関の目的が達成しえなくなったものとして詐欺罪が成立しうると解する見解³⁹が展開されている。また、反対説によれば、「本決定は、他人名義である⁴⁰と知つていれば通帳を交付しなかつたであらうという関係のみで財産的損害を肯定するものに等しい。」という批判や、「預金通帳は預金口座開設に伴い当然に交付される証明書類⁴¹の書類にすぎない」から詐欺罪の客体とならないとする批判⁴¹があるが、これらの批判が当たらないことは既に指摘した。

なお、反対説には、被告人がAの名前による口座開設申込書を作成することは人格の同一性を偽つたことにならないとして、本決定が私文書偽造罪の成立を肯定したことを批判する見解⁴²がある。しかし、預金通帳は名義人本人が使用することが予定されるものであり、具体的に特定できる名義人であれば、その文書の真正を保護するに値するから、被告人がA名義で口座開設の申込書を作成する行為は、当然に私文書偽造罪に当たる。

本決定の評釈として、以下のものがある。

伊藤 渉「他人名義での預金口座の開設による預金通帳の取得と詐欺罪の成否」ジュリスト一二七七号（二〇〇四年）一三九頁。

小川賢一「他人の国民健康被保険者証の名義人になりすまし、同名義で銀行に貯蓄総合口座（普通預金）を開設し、本人と誤信した銀行係員から交付を受けた同口座通帳が、刑法二四六条一項の財物に当たるとされ、その交付を受けた行為につき詐欺罪の成立が肯定された事例」研修六五五号（二〇〇三年）一二七頁。

甲斐行夫「他人になりすまして銀行の預金口座を開設し、預金口座通帳の交付を受けた行為について詐欺罪の成立を認めた事例」警察学論集五六卷三号（二〇〇三年）二〇〇頁。

長井 圓「刑法二四六条一項の『財物』と預金通帳」ジュリスト一二四六号（二〇〇三年）一五三頁。

松原芳博「他人の名前で預金口座を開設し預金通帳の交付を受ける行為と刑法二四六条一項の詐欺罪の成否」法学教室二七四号（二〇〇三年）一三八頁。

松宮孝明「他人の名前で預金口座を開設し銀行窓口係員から預金通帳の交付を受ける行為と詐欺罪の成否」法学セミナー一五七九号（二〇〇三年）一〇七頁。

宮崎英一「他人に成り済まして預金口座を開設し銀行窓口係員から預金通帳の交付を受ける行為と刑法二四六条一項の詐欺罪の成否」法曹時報五七卷八号（二〇〇五年）二五四五頁。

山口 厚「文書の不正取得と詐欺罪の成否」法学教室二八九号（二〇〇四年）一二〇頁。

- (1) 大判大正三年六月一日刑録二〇輯一七七一頁。
- (2) 大判大正二年七月四日刑集二卷六五〇頁。
- (3) 最判昭和七年二月二十五日刑集六卷一〇二六五〇頁。
- (4) 福岡高判昭和三〇年五月十九日高刑集八卷四号五六八頁。
- (5) 高松地丸亀支判昭和三八年九月一六日下刑集五卷九一〇号八六七頁。
- (6) 最判昭和四年五月七日刑集三卷六号七〇六頁。
- (7) 最判昭和四年一月一七日刑集三卷一〇一八〇八頁。
- (8) 最判昭和五年六月一日刑集四卷六号九〇九頁。
- (9) 東京高判昭和七年一〇月二〇日判特三七号五三頁。
- (10) 大阪高判昭和四年一月二十九日判時五一八号八三頁。
- (11) 最決平成二二年三月二七日刑集五四卷三号四〇二頁、東京高判昭和三九年二月八日東高刑時報一五卷二二号二五七頁。
- (12) 名古屋地判昭和五四年四月二七日刑月一巻四号三五八頁、大阪高判昭和六〇年六月二六日高刑集三八卷二号一一二頁。
- (13) 大阪高判昭和五九年五月二三日高刑集三七卷二号三二八頁、東京地判昭和六二年一月二〇日判時一二七四号一六〇頁、福岡高判平成六年六月二十九日高検速報一三三八四号。
- (14) 刑集五四卷三号四三三頁以下参照。
- (15) 刑集五四卷三号四三八頁以下参照。
- (16) 同決定についての評釈として、飯田喜信「簡易生命保険証書の騙取と詐欺罪の成否」法曹時報五五卷三号(二〇〇三年)八六三頁、佐久間修「簡易生命保険証書の騙取による詐欺罪の成否」法学教室二四二号(二〇〇〇年)一五六頁、伊藤渉「簡易生命保険証書の騙取と詐欺罪の成否」ジュリスト二二〇二号(二〇〇一年)一六〇頁、甲斐行夫「簡易生命保険証書の騙取と詐欺罪の成否」警察学論集五三卷一一号(二〇〇一年)一六〇頁、田中利幸「不正に簡易生命保険証書の交付を受ける行為に詐欺罪の成立を認めた事例」現代刑事法三二号(二〇〇一年)九一頁、古川伸彦「簡易生命保険証書の騙取と詐欺罪の成否」ジュリスト二二二二号(二〇〇二年)一六九頁、松宮孝明「詐欺罪と財産上の損害」(三)『刑法判例百選Ⅱ(第五版)』(二〇〇三年)九四頁以下。
- (17) 大判昭和九年一〇月一〇日評論二三卷一二号三六二頁、最判昭和四年五月七日刑集三卷六号七〇六頁、最判昭和四一・一一七刑集三

卷一八〇八頁、最判昭和五年六月一日刑集四卷六号九〇九頁等。

(18) 松宮孝明「証拠証券の受交付罪と詐欺罪」立命館法学二八六号(二〇〇二年)二二七頁。

(19) 財物性ないし財産上の利益が欠けるとする見解として平野龍一『刑法概説(東京大学出版会、一九七七年)二二九頁、前田雅英『刑法各論講義(第三版)(東京大学出版会、一九九九年)二四三頁、中森喜彦『刑法各論(第二版)(有斐閣、一九九六年)一四二頁。

(20) 大谷實『新版刑法講義各論(追補版)(成文堂、二〇〇三年)二六九頁、西田典之『刑法各論(第三版)(弘文堂、二〇〇五年)一八四頁、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法一三卷(第二版)(高橋省吾)(青林書院、二〇〇〇年)一六頁等。

(21) 林幹人『刑法各論(東京大学出版会、一九九九年)二四九頁、山口厚『文書の不正取得と詐欺罪の成否』法学教室二八九号(二〇〇四年)二二四頁。

(22) もっとも、財産的損害の内容については争いがないわけではない。クレジットカードの不正使用の問題等で争われているように、通説は、一項詐欺の場合、物の所持を失うこと自体が損害であると解するのに対して、最近の有力説は、実質的な損害の有無を問題とし、損害は加盟店ではなくカード会社にあると解している。ただ、この争いは、ここでの問題に直結するわけではない。なお、奥村正雄「クレジットカードの不正使用と詐欺罪の成否」田口守一ほか編『渥美東洋先生古稀記念 犯罪の多角的検討(有斐閣、二〇〇六年)一〇三頁以下参照。

(23) 大判大正二年一月二五日刑録一九輯一二九九頁、最決昭和三四年九月二九日刑集一三卷一三二九三頁等。なお、「財産上の損害」を要件として詐欺罪を背任罪と同様の全体財産に対する罪と解する見解(林・前掲注(21)二四八、同「詐欺罪における財産上の損害」現代刑事法四四号(二〇〇二年)四八頁)がある。しかし、詐欺罪にそれを要件とする法文上の根拠を欠くこと、その立場からは「証明の利益」のみが認められる物の喪失についても財産的損害を肯定せざるをえなくなる。山口・前掲注(21)一二五頁。

(24) 松原芳博「他人の名前で預金口座を開設し預金通帳の交付を受ける行為と刑法二四六条一項の詐欺罪の成否」法学教室二七四号(二〇〇三年)一三九頁。

(25) 渋谷充子「預金の意義・機能・種類・特色・規制」鈴木祿也・竹内昭夫編『金融取引法大系二巻預金取引(有斐閣、一九八三年)二四頁
注(1)、宮崎英一「他人に成り済まして預金口座を開設し銀行窓口係員から預金通帳の交付を受ける行為と刑法二四六条一項と詐欺罪の成否」法曹時報五七卷八号(二〇〇五年)二五五三頁。

(26) 山口・前掲注(21)二二七頁。

(27) 同旨のものとして、前田・前掲注(19)二四五頁、甲斐行夫「他人になりすまして銀行の預金口座を開設し、預金口座通帳の交付を受け

他人名義の預金口座開設による預金通帳の交付と詐欺罪の成否

同志社法学 五八卷五号

四二四 (二〇〇九年)

た行為について詐欺罪の成立を認めた事例」警察学論集五六卷三号(二〇〇三年)二〇七頁。

(28) 渋谷・前掲注(25)二二頁、平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」鈴木禄也『竹内昭夫編『金融取引法大系二巻預金取引』(有斐閣、一九八三年)七二頁参照。

(29) 松原・前掲注(24)一三九頁。

(30) 宮崎・前掲注(25)二五五頁。

(31) 山口・前掲注(21)二二八頁。

(32) 福岡地判平成一六年六月二三日公刊物未登載は、他人に譲渡する意図を秘して自己名義の預金口座を開設し、預金通帳の交付を受ける行為は詐欺罪を構成するとする。松並孝二「他人に譲渡する意図を秘して自己名義の預金口座を開設し、金融機関から預金通帳等の交付を受けた行為に詐欺罪を適用した事例」研修六七四号(二〇〇五年)一〇八頁参照。

(33) 本決定以前に同種事案に詐欺罪の成立を肯定したものととして、東京地判平成一一年一月三〇日、福井地判平成一二年九月二五日、横浜地判平成一三年一月二六日、大阪地判平成一三年五月一七日。いずれも公刊物未登載。宮崎・前掲注(25)二五五六頁参照。

(34) 千葉地判平成九年七月九日(公刊物未登載)。宮崎・前掲注(25)二五五六頁参照。

(35) 不正に開設した口座を買い受ける行為については、刑法二五六条の盗品譲受等の罪が成立する。同罪で検挙される現状について、遠藤雅人「最近の詐欺罪の傾向と対策について」警察学論集五七巻八号(二〇〇四年)一七七頁参照。

(36) 甲斐・前掲注(27)二〇七頁、山口・前掲注(21)二二九頁、宮崎・前掲注(25)二五五頁、長井圓「刑法二四六条一項の『財物』と預金通帳」ジュリスト二二四六号(二〇〇三年)一五四頁、小川賢一「他人の健康保険被保険者証の名義人になりすまし、他人名義で銀行に貯蓄総合口座(普通預金)を開設し、本人と誤信した銀行係員から交付を受けた同口座通帳が、刑法二四六条一項の財物に当たるとされ、その交付を受けた行為につき詐欺罪の成立が肯定された事例」研修六五五号(二〇〇三年)一四〇頁。西田・前掲注(20)一八四頁も本決定支持の立場。

(37) 松宮「他人の名前で預金口座を開設し銀行窓口係員から預金通帳の交付を受ける行為と詐欺罪の成否」法学セミナー五七九号(二〇〇三年)一〇七頁、松原・前掲注(24)一三九頁、伊藤涉「他人名義での預金口座の開設による預金通帳の取得と詐欺罪の成否」ジュリスト二二七七号(二〇〇四年)一四二頁。

(38) 伊藤・前掲注(37)一四二頁。

- (39) 山口・前掲注(21) 一二九頁。
(40) 松原・前掲注(24) 一三九頁。
(41) 松宮・前掲注(37) 一〇七頁。
(42) 松宮・前掲注(37) 一〇七頁、松原・前掲注(24) 一三九頁。

他人名義の預金口座開設による預金通帳の交付と詐欺罪の成否

同志社法学 五八卷五号

四二五 (二〇九九)

